

倉敷市庁舎等再編整備事業
(市民交流ゾーン整備)
事業仮契約書 (案)

令和6年5月31日

(令和6年7月26日修正版)

倉敷市

事業仮契約書（案）

- 1 事業名 倉敷市庁舎等再編整備事業（市民交流ゾーン整備）
- 2 事業場所 倉敷市新田 2458 番地 ほか
- 3 契約期間 倉敷市議会議決の日 から
令和 [] 年 [] 月 [] 日 まで
- 4 契約金額円
(うち消費税相当額円)
- 5 契約保証金 本契約第 3 条に定めるとおり。
- 6 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 13 条第 1 項の主務省令で定める事項
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）第 13 条第
1 項の主務省令で定める事項については、別添書面のとおりとする。

倉敷市（以下「発注者」という。）と []（以下「代表企業」という。）、
[] 及び []（これらの企業を個別に又は総称して「構成企業」といい、
代表企業と構成企業を総称して、以下「受注者」という。）は、倉敷市庁舎等再編整備
事業（市民交流ゾーン整備）（以下「本事業」という。）の委託について、各々の対等
な立場における合意に基づいて、倉敷市庁舎等再編整備事業（市民交流ゾーン整備）
事業契約約款によって公正な事業仮契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行す
るものとする。

この仮契約の締結の証として、本書 2 通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、
各自その 1 通を保有する。

なお、この仮契約書は、倉敷市の議会の議決に付すべき契約および財産の取得または
処分に関する条例（昭和 42 年倉敷市条例第 88 号）第 2 条の規定による倉敷市議会の議
決の日をもって本契約書とみなす。

令和 年 月 日

発注者 倉敷市西中新田 640 番地
倉敷市
倉敷市長 伊 東 香 織

受注者
(代表企業) 所在地
商号又は名称
代表者名
(構成企業) 所在地
商号又は名称
代表者名

倉敷市庁舎等再編整備事業（市民交流ゾーン整備）事業契約約款 目次

第1章 総則	6
第1条（総則）	6
第2条（関連工事の調整）	7
第3条（契約の保証）	7
第4条（権利義務の譲渡等）	8
第5条（一括委任又は一括下請負の禁止）	9
第6条（下請負人等の届出）	9
第7条（総括責任者）	9
第8条（監督員）	9
第9条（特許権等の使用）	10
第10条（著作権の譲渡等）	10
第11条（著作者人格権の制限）	11
第12条（受注者の利用）	11
第13条（著作権の侵害の防止）	11
第14条（許認可、届出等）	12
第15条（履行報告）	12
第16条（支給品及び貸与品）	12
第17条（基本条件図書、事業提案書等又は発注者の指示若しくは発注者と受注者との間で合意した内容とこの契約に基づく受注者の業務内容が一致しない場合の履行責任）	13
第18条（条件変更等）	13
第19条（この契約に基づく業務の中止）	15
第20条（著しく短い工期の禁止）	15
第21条（受注者の請求による履行期間の延長）	15
第22条（発注者の請求による履行期間の短縮等）	15
第23条（履行期間の変更方法）	16
第24条（契約金額の変更方法等）	16
第25条（賃金又は物価の変動に基づく契約金額の変更）	16
第26条（契約金額の変更等に代える設計図書又は基本条件図書の変更）	17
第27条（臨機の措置）	17
第28条（一般的損害）	18
第29条（第三者に及ぼした損害）	18
第30条（不可抗力による損害）	18
第31条（法令等の変更）	19

第2章 事前調査業務.....	20
第32条（事前調査業務）	20
第3章 設計業務.....	21
第33条（設計業務）	21
第34条（設計業務の管理技術者）	22
第35条（設計図書、基本条件図書の変更）	22
第4章 解体撤去業務及び建設業務.....	22
第36条（解体撤去業務及び建設業務）	22
第37条（工事の工程表等）	22
第38条（工事用地の確保等）	23
第39条（現場代理人及び主任技術者等）	23
第40条（工事材料の品質及び検査等）	24
第41条（発注者又は監督員の立会い及び工事記録の整備等）	24
第42条（火災保険等）	25
第43条（基本条件図書又は設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等）	25
第44条（検査及び引渡し）	26
第45条（部分使用）	26
第46条（契約不適合責任）	27
第47条（契約不適合責任期間等）	27
第5章 工事監理業務.....	28
第48条（工事監理業務）	28
第49条（工事監理業務に関する業務計画書の提出）	28
第50条（工事監理業務の管理技術者）	29
第51条（工事関係者等に関する措置請求）	29
第6章 付随業務.....	30
第52条（付随業務）	30
第53条（近隣対応）	30
第7章 契約金額の支払.....	30
第54条（契約金額の支払）	31
第55条（前金払）	31
第56条（保証契約の変更）	32
第57条（前払金の使用）	32
第58条（部分払）	32
第59条（第三者による代理受領）	33
第60条（前払金等の不払いに対するこの契約に基づく業務の中止）	33
第8章 解除及び損害賠償請求等	34

第 61 条（発注者の解除権）	34
第 62 条（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）	35
第 63 条（発注者の任意解除権）	35
第 64 条（受注者の解除権）	36
第 65 条（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）	36
第 66 条（解除に伴う措置）	36
第 67 条（発注者の損害賠償請求等）	37
第 68 条（債権の相殺）	38
第 69 条（受注者の損害賠償請求等）	39
第 70 条（談合その他の不正行為の場合における賠償金）	39
第 71 条（賠償金等の徴収）	40
第 9 章 雑則	40
第 72 条（あっせん又は調停）	40
第 73 条（仲裁）	40
第 74 条（補則）	41

倉敷市庁舎等再編整備事業（市民交流ゾーン整備）事業契約約款

第1章 総則

第1条（総則）

- 1 発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、基本条件図書（募集要項、要求水準書その他募集要項と一体的な書類（以下「募集要項等」という。）及び募集要項等に対する質問への回答並びに競争的対話の結果として公表されたものをいう。以下同じ。）及び事業提案書等（募集要項等に記載の発注者の指定する様式に従い作成され、受注者が発注者へ提出した書類及びその他本事業の公募に関し受注者が発注者に提出した書類、図書等の一切をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款、基本条件図書及び事業提案書等を内容とする事業契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 発注者は、この契約締結後に、発注者から受注者へ要請すべき事項（本事業の事業者選定委員会からの指摘を含む。）が生じた場合はその内容を直ちに受注者に通知するものとし、受注者は、その内容が基本条件図書の内容やその趣旨から逸脱しない範囲の事項については、発注者の要請する事項にできる限り応じるよう努めなければならない。ただし、この約款に定めた方法により基本条件図書を変更した場合はその規定によるものとする。
- 3 この約款、基本条件図書及び事業提案書等の内容が矛盾する場合、その適用における優先順位は、この約款、基本条件図書、事業提案書等とし、同一順位の書類間では発注者が優先順位を選択する。ただし、事業提案書等と事業提案書等に優先する書類等との間に齟齬がある場合で、事業提案書等に記載された業務水準が事業提案書等に優先する書類に記載された業務水準（要求水準書で定める要求水準を含む。）を上回るときは、その限度で事業提案書等の記載が優先されるものとする。
- 4 受注者は、この契約に基づいて次の各号に掲げる業務を、次の各号に定める代表企業又は構成企業をして期間（以下、各業務を行うべき期間を個別に又は総称して「履行期間」という。）内に完了させ（この契約に基づく受注者の業務の成果物及び工事目的物（基本条件図書に定める複合施設（倉敷市立中央図書館、倉敷市市民活動センター、倉敷市中央憩の家、倉敷市倉敷労働会館（貸会議室機能）及び倉敷市文化交流会館（国際交流情報コーナー機能）を集約した複合施設棟（以下「複合施設棟」という。）、倉敷市屋内水泳センター（以下「屋内水泳センター」という。）並びに屋外空間（以下「屋外空間」という。）を個別に又は総称していう。以下同じ。）の引渡しも含む。）、発注者は、第7章の規定に従って、契約金額を支払うものとする。
 - (1) 第32条に定める事前調査業務
 - (2) 第33条に定める設計業務
 - (3) 第36条に定める解体撤去業務及び建設業務（以下、両業務に係る工事を総称して

「工事」という。)

- (4) 第 48 条に定める工事監理業務
- (5) 第 52 条に定める付随業務
- 5 調査、設計、仮設、施工方法、工事監理その他前項に定める受注者の業務を完了するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この約款及び基本条件図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
- 6 発注者及び受注者は、この契約の履行に関して知り得た相手方の秘密を他人に漏らしはならない。
- 7 この約款に定める催告、指示、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 9 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 10 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、基本条件図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるものとする。
- 11 この約款及び基本条件図書における期間の定めについては、民法（明治 29 年法律第 89 号）及び商法（明治 32 年法律第 48 号）の定めるところによるものとする。
- 12 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 13 この契約に係る訴訟については、岡山地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。
- 14 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を代表企業に対して行うものとし、発注者が当該代表企業に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、受注者に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表企業を通じて行わなければならない。

第 2 条（関連工事の調整）

発注者は、この契約に基づく受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

第 3 条（契約の保証）

- 1 受注者は、発注者においてその必要がないと認める場合を除き、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。なお、第 5 号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、受注者は直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する発注者が確実に認める金融機関等又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号。以下「保証事業法」という。）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証
 - (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
 - (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第 5 項において「保証の額」という。）は、契約金額（消費税相当額を含む。以下同じ。）の 100 分の 10 以上としなければならない。
 - 3 受注者が第 1 項第 3 号から第 5 号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第 67 条第 3 項各号に規定する者による契約の解除についても保証するものでなければならない。
 - 4 第 1 項の規定により、受注者が同項第 2 号又は第 3 号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第 4 号又は第 5 号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
 - 5 契約金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の契約金額の 100 分の 10 に達するまで、発注者は保証の額の増額を請求することができ、受注者は保証の額の減額を請求することができる。ただし、当該契約金額の増減額が原契約金額の 3 割以内の場合においては、この限りでない。
 - 6 発注者は、この契約に基づく受注者の業務がすべて完了したとき又は第 63 条第 1 項若しくは第 64 条の規定によりこの契約が解除されたときは、契約保証金（契約保証金に代わる担保として提供された有価証券等を含む。）を受注者に還付するものとする。

第 4 条（権利義務の譲渡等）

- 1 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受注者は、第 33 条に定める設計業務の成果物（未完成の基本設計図書及び実施設計図書（いずれも第 33 条で定義する。）並びに設計業務を行う上で得られた記録等を含む。）その他受注者がこの契約に基づく業務を履行する上で得られた記録等、工事目的物並びに工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第 40 条第 2 項の規定による検査に合格したもの及び第 58 条第 3 項の規定による部分払のための確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は質権若しくは抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

第5条（一括委任又は一括下請負の禁止）

- 1 受注者は、事前調査業務、設計業務、工事監理業務及び付随業務の全部又は主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により発注者の事前の承諾を得たときは、この限りではない。
- 2 受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

第6条（下請負人等の届出）

受注者は、前条に基づいてこの契約に基づく受注者の業務を第三者に委託し、委任し又は請け負わせた場合、当該第三者（以下「下請負人等」という。）の決定後、発注者にその商号又は名称その他発注者が必要と認める事項を直ちに届け出なければならない。工事に関して施工体制台帳を作成した場合は、併せてこれを提出しなければならない。

第7条（総括責任者）

- 1 受注者は、この契約の締結後、直ちにこの契約に基づく業務すべてについてその運営、取締りを行う代表企業から選ばれた総括責任者を設置しなければならない。また、受注者は、総括責任者の氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。総括責任者を変更したときも同様とする。
- 2 総括責任者は、この契約の履行を含むこの契約に基づく業務に関してそのすべての運営、取締りを行うほか、本事業に関して代表企業及び構成企業を含む受注者のすべての代表として、この契約に基づく受注者の一切の権限の行使を行うものとし、また、発注者は、この契約に基づく通知を総括責任者に行うことができる。

第8条（監督員）

- 1 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。
- 2 監督員は、この約款のほかの条項に定めるもの並びにこの約款及び基本条件図書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、この約款及び基本条件図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
 - (1) この契約の履行についての受注者若しくは受注者の使用人、前条に定める総括責任者、第34条に定める設計業務の管理技術者、第39条に定める現場代理人、主任技術者若しくは専門技術者又は第50条に定める工事監理業務の管理技術者に対する指示、承諾又は協議
 - (2) この約款及び基本条件図書の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対す

る承諾又は回答

- (3) 設計業務の進捗の確認、設計図書（第 33 条で定義する。以下、本条において同じ。）の記載内容と設計業務の履行内容との照会その他この契約に基づく受注者の業務の履行状況の調査
 - (4) 基本条件図書及び設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾
 - (5) 基本条件図書及び設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）
- 3 発注者は、2 名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款及び基本条件図書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を受注者に通知しなければならない。
- 4 第 2 項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、書面により行わなければならない。
- 5 発注者が監督員を置いたときは、この約款及び基本条件図書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、この約款又は基本条件図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。
- 6 発注者が監督員を置かないときは、この約款及び基本条件図書に定める監督員の権限は、発注者に帰属する。

第 9 条（特許権等の使用）

受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、基本条件図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担し、受注者に損害が生じていた場合は、当該損害を賠償しなければならない。

第 10 条（著作権の譲渡等）

受注者は、この契約に基づく受注者の業務の成果物（以下この条から第 13 条までにおいて単に「成果物」という。）又は成果物を利用して完成した建築物（以下「本件建築物」という。）が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、同第 2 章及び第 3 章に規定する著作物の権利（同第 27 条及び第 28 条の権利を含み、第 13 条において「著作権等」という。）のうち受注者に帰属するもの（同第 2 章第 3 節第 2 款に規定する著作者人格

権を除く。)を当該成果物の引渡し時に発注者に無償で譲渡する。

第 11 条 (著作者人格権の制限)

- 1 受注者は、発注者に対し、次の各号に掲げる行為をすることを許諾する。この場合において、受注者は、著作権法第 19 条第 1 項又は同第 20 条第 1 項に規定する権利を行使してはならない。
 - (1) 成果物又は本件建築物の内容を公表すること。
 - (2) 本件建築物の完成、増築、改築、修繕、模様替、維持、管理、運営、広報等のために必要な範囲で、成果物を発注者が自ら複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をすること又は発注者の委託した第三者をして複製させ、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をさせること。
 - (3) 本件建築物を写真、模型、絵画その他の媒体により表現すること。
 - (4) 本件建築物を増築し、改築し、修繕若しくは模様替により改変し、又は取り壊すこと。
- 2 受注者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾又は合意を得た場合は、この限りでない。
 - (1) 成果物又は本件建築物の内容を公表すること。
 - (2) 本件建築物に受注者の実名又は変名を表示すること。
- 3 発注者が著作権を行使する場合において、受注者は、著作権法第 19 条第 1 項又は同第 20 条第 1 項に規定する権利を行使してはならない。

第 12 条 (受注者の利用)

発注者は、受注者に対し、受注者がこの契約に基づく義務を履行するために成果物を複製し、又は翻案することを許諾する。

第 13 条 (著作権の侵害の防止)

- 1 受注者は、その作成する成果物が、第三者の有する著作権等を侵害するものでないことを、発注者に対して保証する。
- 2 受注者は、その作成する成果物が第三者の有する著作権等を侵害した場合において、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、受注者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。ただし、当該侵害が発注者の指示により生じたものであり、かつ、受注者が当該侵害の事実を知り得ず、当該損害発生につき無過失であるときは、発注者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。

第 14 条（許認可、届出等）

- 1 この契約に基づく受注者の業務を履行するために必要な一切の許認可等は、受注者がその責任及び費用負担において取得・維持し、また、必要な一切の届出等についても受注者がその責任及び費用負担において提出しなければならない。ただし、発注者が取得・維持すべき許認可等及び発注者が提出すべき届出等であって、受注者が発注者からその取得・維持又は提出について委任を受けていないものについては、この限りでない。
- 2 受注者は、前項の許認可等の申請に際しては、発注者に事前説明及び事後報告を行う。
- 3 発注者は、受注者からの要請がある場合は、受注者による許認可等の取得、届出等及びその維持等に必要な資料の提供その他について協力する。
- 4 受注者は、発注者からの要請がある場合は、発注者による許認可等の取得、届出等及びその維持等に必要な資料の提供その他について協力する。
- 5 受注者は、許認可等取得の遅延により増加費用又は損害が生じた場合、当該増加費用又は当該損害を負担する。ただし、発注者の責めに帰すべき場合は、発注者が当該増加費用又は当該損害を負担する。

第 15 条（履行報告）

受注者は、基本条件図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

第 16 条（支給品及び貸与品）

- 1 発注者が受注者に貸与し又は支給する図面その他この契約に基づく受注者の業務に必要な物品並びに発注者が受注者に支給する工事材料及び貸与する建設機械器具（以下、発注者が受注者に支給するものを「支給品」といい、発注者が受注者に貸与するものを「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、基本条件図書又は設計図書（第 33 条で定義する。以下、本条において同じ。）に定めるところによる。
- 2 発注者又は監督員は、支給品又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給品又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が基本条件図書又は設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないとき認めるときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、支給品又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から 7 日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 受注者は、支給品又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給品又は貸与品の種類、品

質、数量又は規格若しくは性能に関し、第2項の検査により発見することが困難であった基本条件図書又は設計図書の定めに適合しない点があり使用に適当でないとき認めるときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。

- 5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給品若しくは貸与品に代えて他の支給品若しくは貸与品を引き渡し、支給品若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給品若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。
- 6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給品又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受注者は、支給品及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 受注者は、基本条件図書又は設計図書に定めるところにより、工事の完成、基本条件図書又は設計図書の変更等によって不用となった支給品又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は、故意又は過失により支給品又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 受注者は、支給品又は貸与品の使用方法が基本条件図書又は設計図書に明示されていないときは、発注者又は監督員の指示に従わなければならない。

第17条（基本条件図書、事業提案書等又は発注者の指示若しくは発注者と受注者との間で合意した内容とこの契約に基づく受注者の業務内容が一致しない場合の履行責任）

受注者は、事前調査業務、工事監理業務又は付随業務の内容が、基本条件図書、事業提案書等又は発注者の指示若しくは発注者と受注者との間で合意した内容に適合しないことを理由として、発注者がこれらに適合させるために必要な措置の履行を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が発注者の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、履行期間若しくは契約金額の変更又は費用の負担及び損害の賠償について受注者と協議して定める。

第18条（条件変更等）

- 1 受注者は、この契約の履行に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見した

ときは、その旨を直ちに発注者又は監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 各基本条件図書間の内容が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
 - (2) 基本条件図書に誤り又は脱漏があること。
 - (3) 基本条件図書の表示が明確でないこと。
 - (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等基本条件図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
 - (5) 基本条件図書で明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 発注者又は監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、前項の調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 第2項の調査の結果において第1項の事実が発注者と受注者の間において確認された場合、必要があると認められるときは、発注者又は受注者は、次の各号に掲げるところにより、基本条件図書又は設計図書（第33条で定義する。以下、本条において同じ。）の訂正又は変更を行わなければならない。
- (1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し基本条件図書又は設計図書を訂正する必要があるものは、基本条件図書については発注者が、設計図書については発注者が指示して受注者がその訂正を行うものとする。
 - (2) 第1項第4号又は第5号に該当し基本条件図書又は設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うものは、基本条件図書については発注者が、設計図書については発注者が指示して受注者がその変更を行うものとする。
 - (3) 第1項第4号又は第5号に該当し基本条件図書又は設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないものは、その変更を発注者と受注者が協議して、基本条件図書については発注者が、設計図書については発注者が指示して受注者が行うものとする。
- 5 前項の規定により基本条件図書又は設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、履行期間若しくは契約金額の変更又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用の負担及びその損害の賠償について受注者と協議して定める。

第 19 条（この契約に基づく業務の中止）

- 1 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者がこの契約に基づく業務を履行できないと認められるときは、発注者は、この契約に基づく業務の中止内容を直ちに受注者に通知して、この契約に基づく業務の全部又は一部の履行を一時中止させなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、この契約に基づく業務の中止内容を受注者に通知して、この契約に基づく業務の全部又は一部の履行を一時中止させることができる。
- 3 発注者は、前 2 項の規定によりこの契約に基づく受注者の業務を一時中止させた場合、履行期間若しくは契約金額の変更又は受注者がこの契約に基づく業務の続行に備え工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他この契約に基づく業務の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用の負担及びその損害の賠償について受注者と協議して定める。

第 20 条（著しく短い工期の禁止）

発注者は、この契約に基づき解体撤去業務及び建設業務の履行期間を変更するときは、工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

第 21 条（受注者の請求による履行期間の延長）

- 1 受注者は、天候の不良、第 2 条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により履行期間内にこの契約に基づく業務を完了（工事目的物の引渡しを含む。以下同じ。）することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合、履行期間の延長について受注者と協議して定める。発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、契約金額の変更又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用の負担及びその損害の賠償について受注者と協議して定める。

第 22 条（発注者の請求による履行期間の短縮等）

- 1 発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮

変更を受注者に請求することができる。

- 2 発注者は、この約款のほかの条項の規定により履行期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する履行期間について、通常必要とされる履行期間に満たない履行期間への変更を請求することができる。
- 3 発注者は、前2項の場合において、契約金額の変更又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用の負担及びその損害の賠償について受注者と協議して定める。

第23条（履行期間の変更方法）

- 1 この契約に基づく履行期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が履行期間の変更事由が生じた日（第21条の場合にあっては発注者が履行期間変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が履行期間変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

第24条（契約金額の変更方法等）

- 1 契約金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、契約金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

第25条（賃金又は物価の変動に基づく契約金額の変更）

- 1 発注者又は受注者は、事業提案書等の提出日から工事の着工日までの間に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により契約金額が不相当となったと認めるときは、相手方に対して契約金額の変更を請求することができる。
- 2 前項に基づく契約金額の変更は、別紙1に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 3 発注者及び受注者は、第1項の規定による請求をそれぞれ1回のみ行うことができるものとする。

- 4 特別な要因により履行期間内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、契約金額が不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、契約金額の変更を請求することができる。
- 5 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、契約金額が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、契約金額の変更を請求することができる。
- 6 前2項の場合において、契約金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 7 第2項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第4項又は第5項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

第26条（契約金額の変更等に代える設計図書又は基本条件図書の変更）

- 1 発注者は、第9条、第16条から第19条まで、第21条、第22条、第25条、第27条、第28条、第30条、第31条、第35条、第43条及び第45条の規定により契約金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、契約金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書（第33条で定義する。以下、本条において同じ。）を受注者に指示して変更させ又は基本条件図書を変更することができる。この場合において、設計図書又は基本条件図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が契約金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

第27条（臨機の措置）

- 1 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ発注者又は監督員の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を発注者又は監督員に直ちに通知しなければならない。

- 3 発注者又は監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が契約金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

第28条（一般的損害）

この契約に基づく受注者の業務の完了前に、設計業務の成果物、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他この契約に基づく業務の履行に当たり生じた損害（次条第1項又は第30条第1項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（第42条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

第29条（第三者に及ぼした損害）

- 1 この契約に基づく業務の履行に当たり第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第42条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。
- 2 前項の場合その他この契約に基づく業務の履行に当たり第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

第30条（不可抗力による損害）

- 1 工事目的物の引渡し前に、天災等（基本条件図書又は設計図書（第33条で定義する。）で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）の発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、この契約に基づく受注者の業務のうち既に業務を完了した部分（以下「既履行部分」という。）、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第42条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。

- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額（既履行部分又は工事目的物、仮設物若しくは工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であつて第40条第2項、第41条第1項若しくは第2項又は第58条第3項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（第6項において「損害合計額」という。）のうち契約金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。
- 5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。
- (1) 既履行部分に関する損害
損害を受けた既履行部分に相応する契約金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
 - (2) 工事目的物に関する損害
損害を受けた工事目的物に相応する契約金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
 - (3) 工事材料に関する損害
損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する契約金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
 - (4) 仮設物又は建設機械器具に関する損害
損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。
- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「契約金額の100分の1を超える額」とあるのは「契約金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

第31条（法令等の変更）

- 1 受注者は、この契約の締結日以後に法令等（法律、政令、内閣府令及び省令、条例及び規則、通達、行政指導及びガイドライン、裁判所の判決、決定、命令及び仲裁判断その他公的機関の定める一切の規定・判断・措置等をいう。以下同じ。）が変更されたことにより、この契約に基づく業務が履行できなくなった場合は、その内容の詳細を直ち

に発注者に対して通知しなければならない。この場合において、発注者及び受注者は、当該通知以後、この契約に基づく自己の義務が適用法令等に違反することとなったときは、当該法令等に違反する限りにおいて、履行期日における当該義務の履行義務を免れる。ただし、発注者及び受注者は、法令等の変更により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。

- 2 発注者が受注者から前項の通知を受領した場合、発注者及び受注者は、当該法令等の変更に対応するための措置について協議する。当該協議にもかかわらず、変更された法令等の公布日から 60 日以内に合意が成立しない場合は、発注者が法令等の変更に対する措置を受注者に対して通知し、受注者はこれに従い、この契約に基づく業務を継続する。
- 3 法令等の変更により、この契約に基づく受注者の業務について受注者に合理的な増加費用又は損害が発生した場合、次の各号のいずれかに該当する法令等の変更により生じた増加費用及び損害であって発注者・受注者間で協議の上、合理的と認められる範囲のものについては発注者が負担し、それ以外については受注者が負担する。
 - (1) この契約に基づく受注者の業務に、特別に又は典型的に影響を及ぼす法令等の新設又は変更
 - (2) 前号に該当せず、この契約に基づく受注者の業務に影響を及ぼす法令等の新設又は変更であり、これに伴う受注者による増加費用の発生の防止手段を合理的に期待できないと認められる場合
 - (3) 消費税及び地方消費税の変更に関するもの（税率の変更を含む。）

第 2 章 事前調査業務

第 32 条（事前調査業務）

- 1 受注者は、基本条件図書及び事業提案書等に基づき、工事に必要な事前調査（以下「事前調査業務」という。）を実施するものとする。
- 2 受注者は、前項に基づく事前調査業務の実施前に、事前調査業務の工程表その他の必要な書類を提出して発注者の確認を受け、また、前項に基づく事前調査業務の実施後に、調査報告書を提出して発注者の確認を受けるものとする。
- 3 受注者は、事前調査業務その他のこの契約に基づく調査又はその調査結果に係る一切の責任及び費用並びに当該調査の不備及び誤り等から生じる一切の責任及び増加費用を負担するものとする。
- 4 受注者は、事前調査業務その他のこの契約に基づく調査を行った結果、新たな事情が判明した場合（次項及び第 6 項の場合を除く。）、それによる増加費用を負担する。
- 5 受注者は、事前調査業務その他のこの契約に基づく調査を行った結果、工事用地等にそれ以前になされた受注者による調査の結果若しくは基本条件図書から合理的に予見で

きない土壌汚染、地中障害物及び埋蔵文化財の存在等が発見され、かつ、それによって受注者がこの契約に基づく業務を履行することができない場合、又は受注者がこの契約に基づく業務を履行するために著しい増加費用が発生する場合には、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。

- 6 前項の場合において、履行期間の延長が避けられない場合、発注者は、受注者と協議の上、履行期間を延長することができる。また、前項の場合、発注者は、受注者に生じる増加費用を合理的な範囲内で負担するものとする。

第3章 設計業務

第33条（設計業務）

- 1 受注者は、基本条件図書及び事業提案書等に基づき、工事目的物の基本設計及び実施設計並びに歴史民俗資料館（基本条件図書に定める倉敷市歴史民俗資料館をいう。以下同じ。）の活用計画の策定（以下、基本条件図書に定める工事目的物の基本設計業務及び実施設計業務並びに歴史民俗資料館の活用計画の策定業務を併せて「設計業務」という。）を実施するものとする。
- 2 発注者は、その意図する工事目的物の基本設計に係る設計図書（以下「基本設計図書」という。）及び実施設計に係る設計図書（以下「実施設計図書」という。）並びに歴史民俗資料館の活用計画に係る設計図書（これらを個別に又は総称して、以下「設計図書」という。）を完成させるため、設計業務に関する指示を受注者又は受注者の管理技術者（第34条第1項に規定する管理技術者をいう。以下この項において同じ。）に対して行うことができる。この場合において、受注者又は管理技術者は、当該指示に従い、設計業務を行わなければならない。
- 3 受注者は、この契約の締結後設計業務の着手の日までに当該設計業務の工程表を含む設計計画書その他の必要な書類を発注者に提出して、その承認を受けるものとする。
- 4 受注者は、設計業務を完了したときは、その旨を発注者に通知し、当該設計業務に係る設計図書を発注者に提出しなければならない。
- 5 発注者は、前項の通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に設計業務の完了を確認するための検査を行うものとする。
- 6 前項の規定による検査の結果、提出された設計図書が、法令、この契約の規定、基本条件図書若しくは事業提案書等を満たさず、又は発注者及び受注者の協議において合意された内容に合致しない場合、発注者は、受注者に対し、相当の期間を定めて是正（受注者が既に当該設計図書に係る工事に着手している場合には、工事に関する必要な修補等を含む。）を求めることができる。
- 7 受注者は、前項の規定に基づき是正を求められた場合、受注者の負担において遅滞なく是正を行い、再検査を受けなければならない。この場合において、是正を要する事項

が基本条件図書の明示的な記載の不備又は発注者の指図により生じたときは、発注者は、当該是正に係る受注者の増加費用及び損害を発注者・受注者間で協議の上、合理的な範囲で負担するものとする。ただし、受注者が基本条件図書の明示的な記載の不備があること又は発注者の指図が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

- 8 第5項及び第6項の規定は、前項に規定する再検査の場合に準用する。
- 9 受注者は、設計図書がこの条に定める検査（再検査を含む。）に合格したときは、遅滞なく当該設計図書を発注者に引き渡さなければならない。この場合において、受注者は、当該設計図書に係る引渡書を発注者に提出しなければならない。ただし、発注者が必要としない場合は、その提出を省略することができる。

第34条（設計業務の管理技術者）

- 1 受注者は、設計業務の技術上の管理を行う管理技術者を定め、その氏名その他必要な事項及び設計業務の履行に係る人的体制を設計業務着手前に発注者に通知しなければならない。管理技術者を変更したときも、同様とする。
- 2 管理技術者は、発注者の監督又は指示に従い、受注者の設計業務に関する一切の事項を処理しなければならない。

第35条（設計図書、基本条件図書の変更）

発注者は、必要があると認めるときは、基本条件図書、設計図書の変更内容を受注者に通知して、基本条件図書を変更し、又は設計図書を受注者に指示して変更させることができる。この場合において、発注者は、履行期間若しくは契約金額の変更又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用の負担及びその損害の賠償について受注者と協議して定める。

第4章 解体撤去業務及び建設業務

第36条（解体撤去業務及び建設業務）

受注者は、基本条件図書、事業提案書等及び設計図書に基づき、この契約に定める工事目的物の解体撤去に関する業務（以下「解体撤去業務」という。）及びこの契約に定める工事目的物の建設業務（以下「建設業務」という。）を実施するものとする。

第37条（工事の工程表等）

- 1 受注者は、受注者が実施設計について第33条第9項の引渡書を提出した日から7日以内に、基本条件図書、事業提案書等及び設計図書に基づいて、総合施工計画書、工事全体工程表及び下請負人等届出書その他必要な書類を作成し、発注者に提出しなければならない。

ならない。

- 2 受注者は、この契約の締結後速やかに工事等着手届を発注者に提出しなければならない。
- 3 第1項の工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

第38条（工事用地の確保等）

- 1 発注者は、工事用地その他基本条件図書又は設計図書において発注者が提供すべきものと定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を受注者が工事の施工上必要とする日（基本条件図書又は設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。
- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 工事の完成、基本条件図書又は設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人等の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 5 第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

第39条（現場代理人及び主任技術者等）

- 1 受注者は、基本条件図書に定めるところにより、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。
 - (1) 現場代理人
 - (2) 主任技術者（建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第2項の規定に該当する場合にあっては監理技術者とし、同条第3項の規定に該当する場合にあっては専任の主任技術者又は監理技術者とし、同条第4項の規定に該当する場合にあっては監理技術者資格者証の交付を受けた専任の監理技術者とする。以下同じ。）
 - (3) 専門技術者（建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）

- 2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、契約金額の変更、契約金額の請求及び受領、第51条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく工事に関する受注者の一切の権限を行使することができる。
- 3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。
- 4 受注者は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
- 5 現場代理人、主任技術者、専門技術者及び総括責任者は、これを兼ねることができる。

第40条（工事材料の品質及び検査等）

- 1 工事材料の品質については、基本条件図書又は設計図書に定めるところによる。基本条件図書又は設計図書にその品質が明示されていない場合にあつては、中等以上の品質を有するものとする。
- 2 受注者は、基本条件図書又は設計図書において発注者又は監督員の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 発注者又は監督員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を発注者又は監督員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。
- 5 受注者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

第41条（発注者又は監督員の立会い及び工事記録の整備等）

- 1 受注者は、基本条件図書又は設計図書において発注者又は監督員の立会いの上調査し、又は調査について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調査し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。
- 2 受注者は、基本条件図書又は設計図書において発注者又は監督員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 受注者は、前2項に規定するほか、発注者又は監督員が特に必要があると認めて基本

条件図書又は設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事の施工をするときは、基本条件図書又は設計図書に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、発注者又は監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。

- 4 発注者又は監督員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 5 前項の場合において、発注者又は監督員が正当な理由なく受注者の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、発注者又は監督員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、発注者又は監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

第42条（火災保険等）

- 1 受注者は、工事目的物及び工事材料（支給品を含む。以下この条において同じ。）等を基本条件図書及び設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）に付さなければならない。
- 2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。
- 3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

第43条（基本条件図書又は設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等）

- 1 受注者は、工事の施工部分が基本条件図書又は設計図書に適合しない場合において、発注者又は監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が発注者又は監督員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、履行期間若しくは契約金額の変更又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用の負担及びその損害の賠償について受注者と協議して定める。
- 2 発注者又は監督員は、受注者が第40条第2項又は第41条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。
- 3 前項に規定するほか、発注者又は監督員は、工事の施工部分が基本条件図書又は設計

図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。

4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

第44条（検査及び引渡しⁱ）

1 受注者は、屋内水泳センターに係る解体撤去業務が完了したとき及び複合施設棟に係る建設業務が完了したとき及び屋外空間に係る解体撤去業務及び建設業務が完了したときは、それぞれその旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員（以下この条において「検査員」という。）は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に受注者の立会いの上（ただし、受注者が立ち会わないときは、発注者のみで）、基本条件図書又は設計図書に定めるところにより、当該工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者又は検査員は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、当該工事に係る工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。

3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

4 第2項の規定による検査に合格した時をもって、当該検査に係る工事目的物が発注者に引き渡され、当該工事目的物（工事の完成まで所有権が発注者以外に帰属するものに限る。）の所有権が発注者に移転するものとし、受注者は、発注者に対し、屋内水泳センターに係る解体撤去業務の完了時、複合施設棟に係る建設業務の完了時及び屋外空間に係る解体撤去業務及び建設業務の完了時にそれぞれ業務完了届を提出しなければならない。

5 受注者は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者又は検査員の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前4項の規定を適用する。

第45条（部分使用）

1 発注者は、第33条第9項又は第44条第4項の規定による引渡し前においても、当該設計業務の成果物及び当該工事に係る工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

ⁱ 発注者が工事の完成に先立って引渡しを受けるべきことを指定した工事目的物の一部の引渡し（部分引渡し）に関する事項は、発注者及び受注者の協議に基づいて別途定めるものとする。

- 3 発注者は、発注者の責めに帰すべき事由により、第1項の規定により設計業務の成果物及び工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者又は第三者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担し、その損害を賠償しなければならない。

第46条（契約不適合責任）

- 1 発注者は、この契約に基づく受注者の業務の成果物又は工事目的物が種類又は品質に関してこの契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対して当該成果物又は当該工事目的物の修補若しくは代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は、履行の追完を請求することができない。
- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて契約金額の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに契約金額の減額を請求することができる。
 - (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) この契約に基づく受注者の業務の成果物若しくは工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければこの契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

第47条（契約不適合責任期間等）

- 1 発注者は、引き渡されたこの契約に基づく受注者の業務の成果物又は工事目的物に関し、第44条第4項の規定による引渡し（この契約に基づく受注者の業務の成果物及び工事目的物のすべての引渡しが完了することを意味し、以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、契約金額の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。
- 2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 3 発注者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。）のうちに契約不適合を知り、その旨を

受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

- 4 発注者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 5 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重大な過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 7 発注者は、この契約に基づく受注者の業務の成果物又は工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 8 引き渡されたこの契約に基づく受注者の業務の成果物及び工事目的物の契約不適合が支給品の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

第5章 工事監理業務

第48条（工事監理業務）

- 1 受注者は、基本条件図書及び事業提案書等に基づき、日本国の法令を遵守し、工事に係る監理業務（以下「工事監理業務」という。）を実施するものとする。
- 2 発注者は、その意図する工事監理業務を完了させるため、工事監理業務に関する指示を受注者又は受注者の管理技術者（第50条第1項に規定する管理技術者をいう。以下この項において同じ。）に対して行うことができる。この場合において、受注者又は管理技術者は、当該指示に従い、工事監理業務を行わなければならない。
- 3 受注者は、基本条件図書及び事業提案書等に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者と受注者との合意がある場合を除き、工事監理業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。

第49条（工事監理業務に関する業務計画書の提出）

- 1 受注者は、受注者が実施設計についての第33条第9項の引渡書を提出した日から14日以内に基本条件図書及び事業提案書等に基づいて工事監理業務に関する業務計画書を

作成し、発注者に提出しなければならない。

- 2 発注者は、必要があると認めるときは、前項の業務計画書を受理した日から7日以内に、受注者に対してその修正を請求することができる。
- 3 この約款のほかの条項の規定により履行期間又は基本条件図書が変更された場合において、発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して工事監理業務に関する業務計画書の再提出を請求することができる。この場合において第1項中「受注者が実施設計についての第33条第9項の引渡書を提出した日から」とあるのは「発注者が業務計画書の再提出の請求をした日から」と読み替えて、前2項の規定を準用する。
- 4 第1項（第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の業務計画書は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

第50条（工事監理業務の管理技術者）

- 1 受注者は、工事監理業務の技術上の管理を行う管理技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。管理技術者を変更したときも、同様とする。
- 2 前項に定める管理技術者は、解体撤去業務及び建設業務に係る施工を担当する者との同一の者であってはならない。

第51条（工事関係者等に関する措置請求）

- 1 発注者又は監督員は、設計業務の管理技術者、工事監理業務の管理技術者、受注者の使用人、第5条の規定により受注者からこの契約に基づく受注者の業務を委任され若しくは請け負った者、現場代理人又は総括責任者がその職務（主任技術者又は専門技術者と兼任する現場代理人又は総括責任者にあつては、それらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 2 発注者又は監督員は、主任技術者、専門技術者（これらの者と現場代理人又は総括責任者を兼任する者を除く。）、設計業務の管理技術者、工事監理業務の管理技術者その他受注者がこの契約を履行するために使用している下請負人等、労働者等でこの契約の履行につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 3 受注者は、前2項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 5 発注者は、前項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る事項について決定

し、その結果につき請求を受けた日から 10 日以内に受注者に通知しなければならない。

第 6 章 付随業務

第 52 条 (付随業務)

- 1 受注者は、基本条件図書及び事業提案書等に基づき、事前調査業務、設計業務、解体撤去業務、建設業務及び工事監理業務以外のその他本事業の実施に必要な業務（近隣対応、複合施設棟等の引渡し、発注者による什器・備品の調達に向けた助言、国庫補助金申請関係書類の作成支援等を含み、以下「付随業務」という。）を実施するものとする。
- 2 受注者は、付随業務の完了時に発注者に対して業務完了届を提出するものとする。

第 53 条 (近隣対応)

- 1 受注者は、この契約に基づく業務の履行に先立ち、関係法令に基づき、自らの責任と費用負担において、工事用地等の近隣の住民（以下「近隣住民」という。）に対し、この契約に基づく業務の履行期間や工程等を十分に説明しなければならない。
- 2 受注者は、この契約に基づく業務の履行により発生する騒音、振動、排水、臭気、塵埃等により、近隣住民に対する悪影響等が生じないよう十分配慮しなければならない。近隣住民との間で紛争が生じた場合、誠意をもって解決にあたり、この契約に基づく業務の円滑な進捗に努めなければならない。
- 3 受注者は、この契約に基づく業務の履行により（騒音、振動、排水、臭気、塵埃等による場合を含むがこれに限られない。以下この条において同じ。）近隣住民に損害を与えるおそれがある場合、調査の結果等に基づき、自らの責任と費用負担において、必要な時期に適切な対策を講じなければならない。
- 4 受注者は、この契約に基づく業務の履行により近隣住民に損害を与えた場合、自らの責任と費用負担において、賠償等を行わなければならない。
- 5 受注者は、この契約に基づく業務の履行により公共施設を損傷した場合、補修方法等について発注者の事前承認を得た上で、補修等を行わなければならない。
- 6 発注者は、基本条件図書において発注者が設定した条件に対する近隣住民等の要望活動、反対運動又は訴訟等に起因して受注者に増加費用が生じる場合は、当該増加費用を合理的な範囲内において負担しなければならない。当該増加費用の負担額及び支払方法について受注者との協議により決定する。

第 7 章 契約金額の支払

第 54 条（契約金額の支払）

- 1 本事業に係る対価は、この契約における契約金額とする。
- 2 発注者は、本事業に係る対価について、第 58 条の規定による部分払により年度ごとに支払うこととし、屋内水泳センターに係る解体撤去業務、複合施設棟に係る建設業務並びに屋外空間に係る解体撤去業務及び建設業務がすべて完了し、発注者が受注者から複合施設棟及び屋外空間の引渡しを受けた後、前項の対価から次条の規定による前金払及び第 58 条の規定による部分払をした対価を控除した額を支払うものとする。
- 3 受注者は、第 44 条の検査に合格したときは、契約金の支払を請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 40 日以内に契約金を支払わなければならない。
- 5 発注者がその責めに帰すべき事由により第 44 条第 2 項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

第 55 条（前金払）

- 1 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証事業法第 2 条第 5 項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、契約金額のうち、年度ごとに当該年度の出来高予定額の 10 分の 4 以内の前払金の支払を発注者に請求することができる。ただし、この契約の締結日に属する会計年度は前払金の支払を請求することができないものとする。
- 2 発注者は、前項の規定による請求を受けた日から 14 日以内に前払金を支払わなければならない。
- 3 受注者は、契約金額が著しく増額された場合においては、その増額後の契約金額のうち、年度ごとの出来高予定額の 10 分の 4 から、当該年度において受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で、当該年度における前払金の支払を請求することができる。この場合においては、第 2 項の規定を準用する。
- 4 受注者は、契約金額が著しく減額された場合において、当該年度における受領済みの前払金額が減額後の契約金額のうち当該年度の出来高予定額の 10 分の 5 を超えるときは、受注者は、契約金額が減額された日から 30 日以内にその超過額を返還しなければならない。
- 5 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて、著しく不適當であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、契約金額が減額された日から 30 日以内に協議が整わない場合には、発

注者が定め、受注者に通知する。

- 6 発注者は、受注者が第4項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

第56条（保証契約の変更）

- 1 受注者は、前条第3項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。
- 2 受注者は、前項に定める場合のほか、契約金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。
- 3 受注者は、前払金額の変更を伴わない履行期間の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

第57条（前払金の使用）

受注者は、前払金を事前調査業務の調査費、設計業務費、工事監理業務費、この工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。ただし、別途発注者が定める日までに払出しが行われるものについては、前払金の100分の25を超える額を除き、工事の現場管理費及び一般管理費等のうち工事の施工に要する費用に係る支払に充当することができる。

第58条（部分払）

- 1 受注者は、この契約に基づく受注者の業務の令和7年度から令和9年度までの年度ごとの既履行部分、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び部分払の対象となる製造工場等にある工場製品（第40条第2項の規定により発注者又は監督員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、発注者又は監督員の検査を要しないものにあつては基本条件図書で部分払の対象とすることを指定したものに限り。以下、本条において同じ。）に相応する対価について、次項から第6項までに定めるところにより、部分払を請求するものとする。ただし、部分払の請求は原則として各年度1回ずつのみ行うことができる。
- 2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る既履行部分、出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは部分払の対象となる製造工場等にある工場製品の確認を発注者に請求しなければならない。
- 3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、受注者の立

会の上、基本条件図書又は設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

- 4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 5 受注者は、第3項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。
- 6 部分払金の額は、発注者及び受注者が別途締結する大要別紙3の内容の覚書に記載された金額の範囲内において、発注者と受注者が協議して定める。ただし、発注者が前項の請求を受けた日から10日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。なお、第55条の規定による前金払があったときは、当該前金払の額を控除する。

第59条（第三者による代理受領）

- 1 受注者は、発注者の承諾を得て契約金額の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。
- 2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第54条又は第58条の規定に基づく支払をしなければならない。

第60条（前払金等の不払いに対するこの契約に基づく業務の中止）

- 1 受注者は、発注者が第55条又は第58条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、この契約に基づく業務の全部又は一部の履行を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定により受注者がこの契約に基づく業務の履行を中止した場合、履行期間若しくは契約金額の変更又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他のこの契約に基づく業務の履行の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用の負担及びその損害の賠償について受注者と協議して定める。

第8章 解除及び損害賠償請求等

第61条（発注者の解除権）

- 1 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。
 - (1) 正当な理由なく、この契約に基づく各業務に着手すべき期日を過ぎても各業務に着手しないとき。
 - (2) 履行期間内に完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内にこの契約に基づく業務を完了する見込みがないと認められるとき。
 - (3) 第7条第1項、第34条第1項、第39条第1項各号又は第50条第1項に掲げる者を設置しなかったとき。
 - (4) 正当な理由なく、第46条第1項の履行の追完がなされないとき。
 - (5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。
- 2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
 - (1) 第64条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
 - (2) 第4条第1項の規定に違反してこの契約により受注者に生ずる権利を譲渡したとき。
 - (3) この契約に基づく受注者の業務の成果物又は工事目的物を完成することができないことが明らかであるとき。
 - (4) 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設するなど当該工事の全部について再施工しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。
 - (5) 受注者がこの契約に基づく受注者の業務の成果物又は工事目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (6) この契約に基づく受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
 - (7) この契約に基づく受注者の業務の成果物又は工事目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければこの契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
 - (8) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前項の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
 - (9) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77

号) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。) 又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。) が経営に実質的に関与していると認められる者にこの契約により受注者に生ずる権利を譲渡したとき。

(10) 受注者(受注者が共同企業体であるときは、代表企業又は構成企業のいずれかの者。以下この号において同じ。) が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等(受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。) が暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(ヘに該当する場合を除く。) に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

第62条(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

前条第1項各号及び第2項各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前条の規定による契約の解除をすることができない。

第63条(発注者の任意解除権)

- 1 発注者は、この契約に基づく業務が完了するまでの間は、第61条第1項又は同条第2項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。
- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼした

ときは、その損害を賠償しなければならない。

第 64 条（受注者の解除権）

受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 第 35 条の規定により設計図書又は基本条件図書を変更したため契約金額が 3 分の 2 以上減少したとき。
- (2) 第 19 条の規定によるこの契約に基づく業務の全部の履行が中止された場合、当該中止期間がこの契約に基づく業務全体の履行期間の 10 分の 5（履行期間の 10 分の 5 が 6 月を超えるときは、6 月）を超えたとき。ただし、中止がこの契約に基づく業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後 3 月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
- (3) 発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

第 65 条（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前条の規定による契約の解除をすることができない。

第 66 条（解除に伴う措置）

- 1 発注者は、この契約が工事の完成前（基本条件図書に定める複合施設棟等に係るすべての工事が完成する前をいう。以下、この条及び次条において同じ。）に解除された場合においては、当該解除の時点におけるこの契約に基づく受注者の業務の既履行部分及び工事目的物の出来形部分であって、発注者が引渡しを受ける必要があると認めた既履行部分及び出来形部分を検査の上、当該部分のうち当該検査に合格した部分（ただし、当該解除の時点におけるこの契約に基づく受注者の設計業務及び工事監理業務の既履行部分については、当該検査に合格した部分に含まれるものとする。以下、本条において同じ。）及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた既履行部分及び出来形部分に相応する契約金額を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 第 1 項の場合において、第 55 条の規定による前払金があったときは、当該前払金の額（第 58 条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を第 1 項前段の既履行部分及び出来形部分に相応する契約金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、受注者

は、解除が第 61 条又は次条第 3 項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年 2.5 パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第 63 条又は第 64 条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。

- 4 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、支給品があるときは、第 1 項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給品が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 5 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 6 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人等の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 8 第 4 項前段及び第 5 項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第 61 条又は次条第 3 項の規定によるときは発注者が定め、第 63 条又は第 64 条の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第 4 項後段、第 5 項後段及び第 6 項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。
- 9 工事の完成後（基本条件図書に定める複合施設棟等に係るすべての工事が完成した後をいう。以下、次条において同じ。）にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

第 67 条（発注者の損害賠償請求等）

- 1 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 履行期間内にこの契約に基づく業務を完了することができないとき。
 - (2) この契約に基づく受注者の業務の成果物又は工事目的物に契約不適合があるとき。
 - (3) 第 61 条の規定により、工事の完成後にこの契約が解除されたとき。
 - (4) 前各号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、契約金額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 第 61 条の規定により工事の完成前にこの契約が解除されたとき。
 - (2) 工事の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第 1 項各号又は第 2 項各号に定める場合（前項の規定により第 2 項第 2 号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第 1 項及び第 2 項の規定は適用しない。
- 5 第 1 項第 1 号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、契約金額から部分引渡しを受けた部分に相応する契約金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年 2.5 パーセントの割合で計算した額を請求することができるものとする。
- 6 第 2 項の場合（第 61 条第 2 項第 9 号及び第 10 号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第 3 条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

第 68 条（債権の相殺）

- 1 発注者は、受注者に対して有する金銭債権があるときは、受注者が発注者に対して有する契約保証金に係る返還請求権、契約金額に係る支払請求権及びその他の債権を相殺することができる。

- 2 前項の場合において、相殺して、なお不足があるときは、受注者は、発注者の指定する期間内に当該不足分を支払わなければならない。
- 3 第1項の場合において、充当する金銭債権の順序は発注者が指定する。

第69条（受注者の損害賠償請求等）

- 1 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。
 - (1) 第64条の規定によりこの契約が解除されたとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 第54条の規定による契約金額の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

第70条（談合その他の不正行為の場合における賠償金）

- 1 受注者は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、発注者に対しこの契約及びこの契約に係る変更契約による契約金額の10分の2に相当する額を発注者が指定する期間内に損害賠償金として支払わなければならない。この契約に基づく業務が完了した後においても、同様とする。
 - (1) 公正取引委員会が、受注者に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項若しくは第2項（同第8条の2第2項及び同第20条第2項において準用する場合を含む。）、同第8条の2第1項若しくは第3項、同第17条の2又は同第20条第1項の規定による措置を命じ、当該措置命令が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして独占禁止法第7条の2第1項（同条第2項及び同第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令が確定したとき。
 - (3) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その代表者又は役員、代理人、使用人その他の従業者）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同第198条の規定による刑が確定したとき。
 - (4) その他受注者が前3号の規定による違法な行為をしたことが明白となったとき。
- 2 前項の規定は、前項各号に定める事由により発注者に生じた損害の額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合において、その超過分につき発注者が受注者に賠償請求することを妨げるものではない。

- 3 受注者が共同企業体である場合は、第1項各号及び前項中「受注者」とあるのは、「代表企業若しくは構成企業のいずれか」と読み替えるものとする。
- 4 前項の場合において、受注者が解散されているときは、発注者は、受注者の代表企業であった者又は構成企業であった者に第1項の規定による損害賠償金の支払を請求することができる。この場合においては、受注者の代表企業であった者及び構成企業であった者は、共同連帯して第1項の額を発注者に支払わなければならない。
- 5 第1項の規定に該当する場合においては、発注者はこの契約を解除することができる。

第71条（賠償金等の徴収）

- 1 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額を発注者の指定する期間を経過した日から支払の日まで年2.5パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき契約金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴することができる。
- 2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年2.5パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収することができる。

第9章 雑則

第72条（あっせん又は調停）

- 1 この約款の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による岡山県建設工事紛争審査会（以下次条において「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。
- 2 前項の規定にかかわらず、現場代理人又は総括責任者の職務の執行に関する紛争、主任技術者、監理技術者、専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人等、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び発注者又は監督員の職務の執行に関する紛争については、第51条第3項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

第73条（仲裁）

発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基

づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

第 74 条（補則）

この約款に定めのない事項については、倉敷市財務規則（昭和 42 年倉敷市規則第 22 号）及び倉敷市工事執行規則（昭和 49 年倉敷市規則第 16 号）の定めるところにより、同規則にも定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

別紙1 賃金又は物価の変動に基づく契約金額の変更に係る規定

(1) 対象となる費用

対象となる費用は、別紙2に記載された~~解体撤去業務及び~~建設業務に係る対価とする。

(2) 変動の基準となる指標

基準となる指標は、原則として「建設物価」（一般財団法人建設物価調査会発行）の広島県の建築費指数における「事務所（RC造）」の工事原価（確定値）とする。ただし、受注者がRC造以外の構造を提案した場合は、当該提案の構造を適用するものとする。

(3) 変更方法

令和6年10月の指標値と複合施設棟の着工日が属する月の指標値を比較し、1000分の15を超える物価変動がある場合に発注者又は受注者は、賃金水準又は物価水準の変動に基づく契約金額の変更に応じなければならない。

契約金額の増減額は次の計算式に従って算出する。なお、千円未満は切り捨てとする。

【増額スライドの場合】

$$S = A \{(\alpha - 1) - 15/1000\}$$

【減額スライドの場合】

$$S = A \{(1 - \alpha) - 15/1000\}$$

S : 契約金額の増減額（消費税及び地方消費税を除く。）

A : 別紙2に記載された~~解体撤去業務及び~~建設業務に係る対価

α : 物価変動率

$$\alpha = \{(\text{着工月の指標値}) / (\text{令和6年10月の指標値})\}$$

別紙2 契約金額の内訳（消費税及び地方消費税を除く。）

第1 契約金額の内訳表

1 複合施設棟の整備

費目	小計
(1) 事前調査業務	円
(2) 設計業務	円
(3) 建設業務	円
(4) 工事監理業務	円
(5) 付随業務	円
計 (①)	円

2 屋内水泳センターの解体

業務費	小計
(1) 事前調査業務	円
(2) 設計業務	円
(3) 解体撤去業務	円
(4) 工事監理業務	円
(5) 付随業務	円
計 (②)	円

3 歴史民俗資料館の活用計画策定

業務費	小計
(1) 事前調査業務	円
(2) 設計業務	円
(3) 付随業務	円
計 (③)	円

4 屋外空間の再整備

業務費	小計
(1) 事前調査業務	円
(2) 設計業務	円
(3) 解体撤去業務及び建設業務	円
(4) 工事監理業務	円
(5) 付随業務	円
計 (④)	円

合計 (①+②+③+④)	円
--------------	---

第2 各会計年度の出来高予定額

各会計年度の出来高予定額は、次のとおりとする。

令和7年度	金	円
内訳 ●●業務	金	円
令和8年度	金	円
内訳 ●●業務	金	円
令和9年度	金	円
内訳 ●●業務	金	円
令和10年度	金	円
内訳 ●●業務	金	円

別紙3 覚書の書式

覚 書

倉敷市庁舎等再編整備事業（市民交流ゾーン整備）事業に伴い、発注者と受注者とは、事業仮契約を締結するにあたり、次のとおり覚書を取りかわす。

（総則）

第1条 事業仮契約書に規定されているほか、契約金の支払の条件、方法については、この覚書に定めるところによる。

（支払限度額）

第2条 各会計年度における支払限度額は、次のとおりとする。

令和7年度 金●, ●●●, ●●●, ●●●円

令和8年度 金●, ●●●, ●●●, ●●●円

令和9年度 金●, ●●●, ●●●, ●●●円

2 発注者は、予算等の理由により前項の支払限度額を変更することができる。

（その他）

第3条 本覚書に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して定める。

この覚書締結の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和7年1月 日

発注者 倉敷市西中新田640番地
倉敷市
倉敷市長 伊 東 香 織

受注者
（代表企業）
所在地
商号又は名称
代表者名
（構成企業）
所在地
商号又は名称
代表者名

別添

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第13条及び
特定建設資材に係る分別解体等に関する省令第7条の規定による書面

(建築物に係る新築工事等の場合)

1. 分別解体等の方法

	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
工程ごとの作業内容及び解体方法	①造成等	造成等の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④屋根	屋根の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

※届出書の写しを添付することでもよい

2. 解体工事に要する費用(受注者の見積金額:直接工事費) _____ 円(税抜)

※新築工事等で解体のある場合は、3及び4へ記入すること。

3. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所 在 地

※受注者が選択した施設を記載(品目ごとに複数記入可)

※この欄に書ききれない場合は、別紙に必要事項(特定建設資材廃棄物の種類、施設の名称及び所在地)を記載し、この書面とともに契約書に添付してください。

4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用
(受注者の見積金額:直接工事費) _____ 円(税抜)